生徒・保護者のみなさまへ

大阪府立堺工科高等学校 定時制の課程

「暴風警報」または「レベル４危険警報」発令時の臨時休校について

・堺市に「暴風警報」または「レベル４危険警報」が発令された時

①午後３時までに解除されている場合は、平常授業。

②午後３時以降に解除されていない場合は、臨時休校。

※上記以外の警報（レベル３警報）については原則として、平常授業を行う。ただし、気象状況や交通機関の運行状況等により、一部授業を短縮または中止することもある。
※堺市以外の居住地域に警報が発令されるなどの理由で、登校できなかった場合は担任に申し出ること。
※臨時休校となった場合は、原則として後日補充授業を行う。

以上